

相・続・通・信 第43号



相続手続支援センター® 平成30年12月

HP も是非ご覧ください！

相続 長野

検索

↑「相続」「長野」で検索！



◆長野駅前店

〒380-0921

長野県長野市栗田 292 番地

☎：0120-49-1322

TEL:026-223-1322

◆松本駅前店

〒390-0816

長野県松本市中条 1-14

☎：0120-97-3713

TEL:0263-35-6481

◆飯田店

〒395-0152

長野県飯田市育良町 2-14-2 アダージュ 2 1F

☎：0120-13-6415

TEL:0265-25-2552

師走の季節を迎え早いもので今年も残すところ1か月となりました。日毎に寒さが増していますが皆さまいかがお過ごしですか？

さて相続手続支援センター長野駅前店ではセミナーを開催いたします。セミナー参加費用は**無料**ですが、**予約制**となっております。定員になり次第、締め切らせて頂きますので参加希望の方は、下記の電話番号までお早めにご連絡ください。

認知症になる前にすべきこと

日時：平成30年12月21日（金）

午前10：00～11：30（開場9：30～）

場所：ホクト文化ホール 第2会議室

定員：30名 費用：無料

今や65歳以上の7人に1人は「認知症」と言われ
この数字が7年後には5人に1人になると言われています。
これだけ身近なのに自分や親が認知症になった時の
対策をしていない方がとても多いのが現状です。
認知症になると自分のお金はどうなるのか？
住んでいる家はどうなるのか？
「認知症になる前に知っておきたいお金のこと」
「今すぐこれだけはしておいた方がよいこと」
をお話します。



☎ 0120-49-1322



相続手続支援センター® 長野駅前店

（受付時間 平日8：30～17：30）

ご予約は
こちら

～相続の現場から～

遺言執行者と 相続登記について



「遺言執行者」とは、「遺言の内容を実現させるために必要な手続きをする人」のことを言います。具体的には、財産目録の作成や預貯金の解約手続き、不動産名義変更手続き（以下、相続登記と言います。）などがあげられ、公正証書遺言を作成するにあたり、この「遺言執行者」の指定をされる方も多いかと存じます。今回は、「遺言執行者と相続登記」についてお話しします。

公正証書遺言に遺言執行者の指定があれば、相続登記の申請も遺言執行者だけで進めることができるのでは…と思う方も多いかと思います。しかし、遺言の内容次第で、遺言執行者の指定があっても単独で登記の申請を行うことができない場合がいくつかあります。

それは、公正証書遺言の内容が「〇〇に相続させる」となっている場合です。「相続させる」つまり、遺言者の相続人となる人に財産を遺したい時の言い方です。この場合、**指定された相続人が単独で相続登記申請を行わなければならない**、指定された相続人と遺言執行者が異なる場合、遺言執行者は登記申請をすることはできません。また、遺言者が相続人以外の人（受遺者）に「遺贈する」とされている場合は、**受遺者と遺言執行者が共同で相続登記申請しなければなりません**。そして、相続登記手続きが一番大変なのが、遺言者が相続人以外の人（受遺者）に「遺贈する」とされている場合で、遺言執行者の選任がなされていない場合です。この場合の申請者は**受遺者と遺言者の相続人全員での共同申請**となり、相続登記申請をする際は結局相続人全員からの署名押印が必要となってしまいます。遺言書に遺言執行者の指定がなかったとしても、選任は後からでもできますので、このケースの場合は遺言執行者を選任した上でお手続きを進めるといいでしょう。

せっかく有効な遺言書があっても内容次第でお手続きが滞ることにもなりかねない為、これらについて、遺言書作成前によく確認しておいた方が良いでしょう。

相続“豆”知識

40年ぶりの民法改正。配偶者を保護する内容に。

今年の7月に民法改正法が成立しました。そのうち相続法についての改正は約40年ぶりのこと。今回の民法改正は高齢化社会に対応するもので、相続開始時に残された配偶者の年齢も高齢化していることを受け配偶者の生活に配慮した内容が盛り込まれています。

ひとつは「配偶者居住権」が新設されました。残された配偶者が亡くなるまで自宅に住み続けられる権利です。現行制度ですと相続財産が自宅2000万円と預貯金3000万円、相続人が配偶者と子1人の場合、法定相続分は2分の1ずつで2500万円。配偶者に生活費のため預貯金2500万円を相続させると自宅は子が相続することになり、場合によっては住んでいられなくなる可能性も出てきます。新設の制度ですと自宅を「所有権」と「居住権」に分け、仮にそれぞれ1000万円とし、配偶者が「居住権」だけを取得すれば配偶者は自宅に住み続けながら預貯金も1500万円相続できるようになります。

もうひとつは「長期間婚姻している夫婦間でおこなった居住用不動産の贈与等を保護するための施策」です。婚姻期間が20年以上の夫婦に限り、配偶者に自宅を生前贈与した場合、現行制度ですと遺産を先に渡したとされ、遺産分割協議の際には贈与を受けた自宅も遺産分割の対象財産とされています。改正後の制度ですと贈与を受けた自宅は相続財産から外され、配偶者はより多くの財産を相続できるようになります。

他にもいくつか改正されました。今後は施行開始日にも注目です。